

那珂川町建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（建設業法第2条第3項及び建設業法の一部を改正する法律（昭和46年法律第31号）附則第4項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同体をいう。以下同じ。）の資格を審査し、一般競争入札及び指名競争入札をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 建設業者の資格審査は、前条に規定する建設業者で町長の定める期間内に那珂川町建設工事等執行規則（平成17年那珂川町規則第114号）第4条第2項の規定による建設工事入札参加資格申請書を提出したものについて、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとするもの及び町長が特に認めるものにあつては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

(資格の制限)

第3条 町長は、前条の規定により建設工事入札参加資格申請書を提出した建設業者のうち、地方地自法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった後2年を経過していないものについては、入札に参加する資格を与えないものとする。

(格付)

第4条 町長は、前条2号に該当する建設業者を除き土木一式工事、建築一式工事及び管工事、電気工事並びにその他の工事について、A級又はB級のいずれかに格付を行うものとする。

2 前項の規定によるA級又はB級の格付は、栃木県建設工事請負業者選定要綱（昭和44年栃木県告示第99号）第4条の規定によりB級以上の格付を受けた者をもってA級とし、それ以外の者をもってB級に格付するものとする。

(格付の有効期間)

第5条 格付の有効期間は、格付を決定した日の翌日から、翌々年度において改定される日までとする。ただし、第2条ただし書の規定により資格審査を受けたものにあつては、翌年度において改定される日までとする。

2 町長は、前条の規定による格付を行ったときは、別記様式によりその結果を通知するものとする。

(格付の変更)

第6条 町長は、特に格付の調整の必要を認めた場合は、格付の変更をすることができる。

2 町長は、請負契約を履行しない建設業者、経営状況が特に悪い建設業者又は建設工事入札参加資格審査申請書に虚偽の事項を記載した建設業者に対しては、失格又は降級することができる。

(請負対象額の基準)

第7条 建設業者に対する各等級別の発注の請負対象額の基準は、次のとおりとする。

建設業者の級別	請負対象額	
	土木一式工事	建築一式工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上
B級	1,000万円未満	1,000万円未満

建設業者の級別	請負対象額	
	管及び電気工事	舗装工事
A級	500万円以上	500万円以上
B級	500万円未満	500万円未満

建設業者の級別	請負対象額	
	その他の建設工事	
A級	500万円以上	
B級	500万円未満	

(選定)

第8条 一般競争入札及び指名競争入札の場合における建設業者の選定は、格付され

た建設業者の中から前条の表の区分に従い行うものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、指名業者数の2分の1を超えない範囲において、上位等級又は下位等級に格付された者の中から選定することができるものとする。なお、審査基準日の前2年のそれぞれの1年における決算において完成工事高のない者については、選定しないものとする。

2 前項ただし書の規定を適用する場合において選定が困難と認められるときは、当該規定にかかわらず指名業者の数の2分の1を超えることができるものとする。

3 次に掲げる工事については、前2項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他町長が特殊な事情があると認める工事

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の馬頭町建設工事請負業者選定要綱(昭和52年馬頭町告示第72号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(令和元年9月10日告示第46号)抄

令和元年10月1日から適用する。

改正文(令和7年4月1日告示第2号)抄

令和7年4月1日から適用する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

様

那珂川町長

建設工事入札参加資格審査の結果について

上記のことについてさきに提出された建設工事入札参加資格審査申請書その他
によって審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	工事